

福島第一、第二原子力発電所における 新型コロナウイルス対策について

2020年10月30日



東京電力ホールディングス株式会社

1. 新型コロナウイルス対策の概要（1/2）

➤ 現時点（10月26日）において、福島県内の東京電力HD(株)社員および協力企業作業員に、新型コロナウイルスの罹患者は発生していない。前回の報告からの変更点は次の①から③のとおり。

- ① 県外から新規に発電所へ入所する作業員及び（異動に伴う）社員に対して、県内への異動前2週間の行動歴の記録（又は聞き取り）により、所属の上司が3密箇所（居酒屋などの確認含む）へ行動歴がないことを確認するとともに、PCR検査を受検する運用を開始（作業員については8月17日、社員については10月1日から入所する者から開始）。なお、PCR受検を望まない場合、県内移動前の健康観察を実施。
- ② 作業員又は社員が医療機関の指示によりPCR・抗原検査受検をした場合などには、当該者と接触が濃厚な者の自宅待機、及び作業場所の消毒を実施。
- ③ 福島第一、第二の視察者受入れについては、作業員及び社員との動線を分離するなど、接触機会を最少限にした上で再開（7月1日～）

1. 新型コロナウイルス対策の概要（2/2）

- 前回報告した次の①から⑥の対策については継続実施し、感染拡大防止を図っている。
- ① 出社前検温の実施やマスク着用の徹底
 - ② 主要建屋入口にて、赤外線サーモグラフィー等による体表温度検査。なお、発熱がある場合は入館を拒否。
 - ③ 構内休憩所の時差利用による3密回避等（福島第一のみ）
 - ④ 国内外出張の原則禁止
 - ⑤ 協力企業に対して、感染者・感染疑い者が発生した場合の東京電力労務担当への報告
 - ⑥ 廃炉作業を安定的に進める上で不可欠な作業を担う当直員への罹患対策。

2. 新型コロナウイルス対策事項（1/3）

<東京電力HD(株)社員および協力企業作業員共通>

■ PCR検査の実施

- 県外から新規に発電所へ入所する作業員及び（異動に伴う）社員に対して、県内への異動前2週間の行動歴の記録（又は聞き取り）により、所属の上司が3密箇所（居酒屋などの確認含む）へ行動歴がないことを確認するとともに、PCR検査を受検する運用を開始（作業員については8月17日、社員については10月1日から入所する者から開始）。なお、PCR受検を望まない場合、県内移動前の健康観察（非出社）を実施。

■ 行動履歴の作成（4/8～）

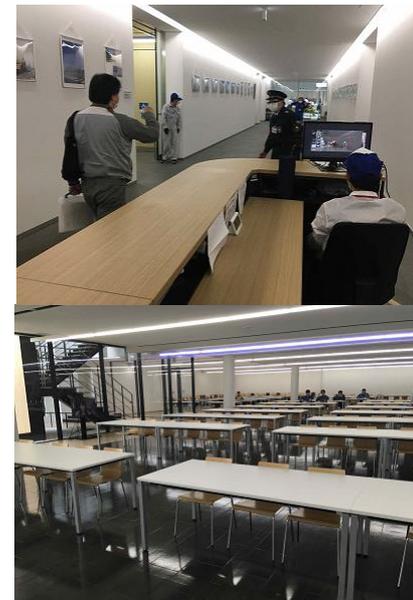
- 4月8日から5月10日の間の行動履歴を作成し、感染の恐れが生じた場合に感染ルート探査が容易に行えるよう備えた

■ 赤外線サーモグラフィ等による体表温度検査の実施(3/16～)

- 福島第一各所（新事務本館2カ所、入退域管理棟2カ所、協力企業棟、正門）、福島第二各所（正門、西門）において、体表温度検査を行い、発熱がある場合は入館（入所）不可。

■ 食堂の対面喫食禁止(3/3～)

- 対面喫食による飛沫感染を防ぐため、各食堂の間引きを実施



2. 新型コロナウイルス対策事項 (2/3)

<東京電力HD(株)社員および協力企業作業員共通>

■ 免震重要棟緊急対策室（福島第一）並びに各中央制御室（福島第一および第二）に入室する際の対策（2/27～）

- 運転員以外の入室を原則禁止とし、消毒用アルコールの使用、手洗い、マスク着用を義務化
- 追跡調査のため入出者名簿を記録（所属、氏名、入室時間）

<東京電力HD(株)社員>

■ マスク着用義務（4/17～）

- 全所員に対しマスク着用を義務化(単身赴任者の自宅帰省時を含む)

■ 出社前検温の実施、感染者・感染疑い者の情報確認（2/25～）

- 全所員に対し、出社前検温の実施ならびに報告を義務化
- 発熱のある者は出社を控えるとともに職場管理者に報告し、データベースで共有



■ 出張の原則禁止（3/2～）

- TV会議システムなどを活用し、真にやむを得ない場合を除き、国内、海外とも原則禁止

2. 新型コロナウイルス対策事項 (3/3)

<東京電力HD(株)社員>

■ 時差勤務、在宅勤務の推奨 (3/2~)

- 計画的かつ組織的にフレックスタイム勤務を活用するとともに、社給PCやiPadによる在宅勤務を推奨

■ 独单身寮食堂へのシフト制及び区画制の導入 (3/6~)

- 交替勤務者の感染予防のため、利用にあたってのシフト制及び区画制を導入し3密回避

■ イベントへの行動自粛 (3/2~)

- 不特定多数が集まるイベント（集会）や場所への行動自粛

<協力企業作業員>

■ 協力企業に対する情報連絡の依頼 (3/2~)

- 各協力企業において、発熱、体調不良（のどの痛みや倦怠感）が発生した場合には当社への報告を指示

■ メーカーおよび協力企業との面会自粛 (3/6~)

- 主要企業各社に不要不急の来訪を自粛頂くとともに、来社時には不織布製マスクの着用の協力を要請
- 新事務本館で打合せ行う際には、原則1階センターホールで実施
- 執務室での打ち合わせを禁止し3密を回避（福島第二）



3. 当直体制について

- **現状の当直体制（勤務シフト）は通常体制**
- **福島第一では廃炉作業を安定的に進める上で不可欠な「燃料デブリの管理」「使用済燃料の継続的な冷却」「汚染水の適切な処理」、福島第二では安定した冷却停止を担う当直員が罹患することを回避するため、下記の対策を講じている**

■ 通勤バスの扱い

- 「交替勤務者優先バス」を「交替勤務者専用バス」に運用変更（福島第一）
- 交代勤務者の通勤については、通勤バスからマイカーへ運用変更（福島第二）

■ 建屋内通路等での運転以外の者との接触回避

- 入退域管理棟から免震棟までの移動ルートを分離
- 着替え所を当直員と当直員以外で分離
- 免震棟集中監視室の出入口を当直員と当直員以外で分離

■ 運転員の執務関係環境

- 作業受付場所を集中監視室外に変更
- 引き継ぐ内容を事前に整理し、短時間かつ一定の離隔距離を取って引き継ぎを実施

■ 空調の独立化等による他居住空間からの回り込み防止

- 免震棟緊急対策室ならびに各中央制御室の空調は、他エリアと別であり独立

4. 視察者受入れ状況について

■ 視察者受入れ状況（7/1～）

- ・ 作業員及び社員との動線分離など、接触機会を最少限にした上で視察を再開